

当医院からのご案内

◆当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

☐ 歯科初診料の注 1 に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

☐ 歯科治療時医療管理

患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

☐ CAD／CAM 冠及び CAD／CAM インレー

CAD／CAM と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作された冠やインレー(かぶせ物、詰め物)を用いて治療を行っています。

☐ クラウン・ブリッジの維持管理

装着した冠(かぶせ物)やブリッジについて、2 年間の維持管理を行っています。

☐ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

医療現場で働く方々のベースアップを行うことで、人材を確保し、良質な医療提供を持続させるための取り組みです。令和 6 年の 6 月以降、患者さまの診療費のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く方々のベースアップにすべて充てられますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

☐ 歯科技工所ベースアップ支援料

当院では、患者様に安全で精密な被せ物や入れ歯(補綴物)を安定してご提供するため、連携する歯科技工所の歯科技工士の労働環境改善や賃上げ(ベースアップ)を支援する取り組みを行っています。

☐ 地域医療連携体制加算

当院は、地域の病院や他の医療機関と緊密に連携し、患者様により安全で適切な医療を提供する体制を整えております。

□ 外来後発医薬品使用体制 1

当医院では後発医薬品の使用を推進しています。医薬品の品質や安全性、安定供給体制等の情報収集や評価を踏まえて、処方薬を変更することがあり、その旨の十分な説明を実施しています。

西村歯科医院 管理者(院長):西村公雄